

一般社団法人 全日本愛鱈会 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人全日本愛鱈会（以下「本会」）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を大分県別府市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、錦鯉の美を追究し、錦鯉の飼育鑑賞の指導を行うとともに、その普及につとめ、もって国民の情操の涵養と日本文化の向上に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 錦鯉品評会の開催
- (2) 錦鯉に関する調査、研究
- (3) 錦鯉の普及並びに指導
- (4) 錦鯉を通じての社会奉仕
- (5) 錦鯉を通じての国際交流
- (6) 機関誌及び錦鯉に関する図書印刷物の発行
- (7) その他本会の目的を達成するために必要な事業

2 前項に規定する事業については、日本全国において行うものとする。

第3章 会 員

(種別)

第5条 本会に次の会員を置く。

- (1) 本部会員 通常会員のうち、会員歴が3年以上で本会の主催、共催又は後援する品評会の審査回数並びに本会が主催する審査研修会の研修回数の合計が5回以上ある者及び会長が会の運営上必要と認める者で、理事会において承認された者
- (2) 通常会員 本会の目的に賛同して入会した錦鯉愛好者
- (3) 賛助会員 本会の目的に賛同してその事業を推進するために入会した個人又は団体
- (4) 名誉会員 本会に功労のあった者又は学識経験者で、理事会の決議を経て総会において承認された者

2 前項の会員のうち、本部会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(入会及び申請)

第6条 通常会員及び賛助会員になろうとする者は、理事会において別に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。本部会員になろうとする者は、理事会におい

て別に定める申請書を会長に提出しなければならない。名誉会員についてはこの限りではない。

(会員の欠格条項)

第7条 営利を目的とし、又は積極的に錦鯉の売買及び仲介をする者は、本会の会員になることができない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 名誉会員は、前項の限りではない。

3 既納の入会金、会費は、いかなる場合でもこれを返還しない。

(任意退会)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 本部会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって、当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会費の納入が1年以上なかったとき。
- (2) 総本部会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

2 本部会員から他の会員に移動する場合は、理事会の承認を得るものとする。

第4章 総 会

(構成)

第12条 総会は、本部会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 本部会員の除名
- (2) 役員を選任又は解任
- (3) 役員報酬等の額又はその規定
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 規則の変更その他理事会において必要と認める事項
- (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 14 条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 15 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総本部会員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する本部会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
- 3 会長は、前項の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内の日を総会の日とする臨時総会の招集をしなければならない。
- 4 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の 2 週間前までに、本部会員に通知しなければならない。

(議長)

第 16 条 総会の議長は、当該総会において本部会員の中から選出する。

(議決権)

第 17 条 総会における議決権は、本部会員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 18 条 総会の決議は、総本部会員の議決権の過半数が出席し、出席した本部会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総本部会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 本部会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 21 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使及び書面による行使)

第 19 条 代理人により議決権を行使する場合には、当該本部会員は、他の本部会員を代理人として議決権を委任する書面を、又は書面により議決権を行使する場合には、議決権行使書面に必要事項を記載し、本会に提出して行う。

- 2 前項の規定により行使した議決権の数は、出席した本部会員の議決権の数に算入する。
- 3 前々項の場合における第 18 条の規定の適用については、当該本部会員は総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第 20 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び当該総会において選任された理事 1 名は、前項の議事録に記名押印する。

第 5 章 役員

(役員の設定)

第 21 条 本会に次の役員を置く。

(1) 理事 15 名以上 20 名以内

(2) 監事 2 名以上 4 名以内

2 理事のうち 1 名を会長、3 名以内を副会長、1 名を専務理事、3 名以内を常務理事とする。

3 前項の会長を代表理事とし、副会長、専務理事、常務理事を業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 22 条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、本会の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第 23 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより本会を代表し、その業務を執行する。

3 副会長、専務理事及び常務理事は、会長を補佐し、本会の業務を分担執行する。

4 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 24 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して、事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況を調査することができる。

3 総会及び理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べることができる。

4 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、その旨を理事会に報告する。

5 前項に規定する場合において、必要があると認めるときは、会長に対し、理事会の招集を請求することができる。

(役員任期)

第 25 条 理事及び監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結のときまでとする。

2 補欠又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は現任者の任期の満了するときまでとする。

3 補欠により選任された監事の任期は、前任者又は現任者の任期の満了するときまでとする。

4 理事又は監事は、第 21 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 26 条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第 27 条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の役員及び特別な職務を執行した

- 役員には、その対価として報酬等を支給することができる。
- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
 - 3 前2項に関し必要な事項は、総会の決議により別に定める役員に対する報酬等の支給の基準による。

第6章 理事会

(構成)

- 第28条 本会に理事会を置く。
- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第29条 理事会は、次の職務を行う。
- (1) 本会の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(開催)

- 第30条 理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。
- (1) 会長が必要と認めたとき。
 - (2) 会長以外の理事から会長に対し、理事会の目的である事項を記載した書面をもって理事会招集の請求があったとき。
 - (3) 第24条第5項の規定により、監事から会長に対し、理事会の招集の請求があったとき。

(招集)

- 第31条 理事会は、会長が招集する。
- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、各理事が理事会を招集する。
 - 3 会長は、前条第2号又は第3号の規定による請求があったときは、その請求があった日から2週間以内に理事会を招集しなければならない。
 - 4 理事会を招集する者は、理事会の日の10日前までに、理事及び監事に対して、理事会の日時及び場所並びに目的事項等を記載した書面をもって、通知しなければならない。
 - 5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

- 第32条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、あらかじめ理事会において定めた順序により、他の理事がこれに当たる。

(決議)

- 第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定に関わらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が当該提案について異議を述べたときを除くものと

する。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

(基本財産)

第35条 本会の基本財産は、本会の目的である事業を行うために不可欠な財産として、理事会において定めたものとする。

(事業年度)

第36条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第37条 本会の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第38条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については、承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第39条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第40条 本会は、総会の決議その他一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第148条に規定する事由により解散することができる。

(剰余金の処分制限)

第41条 本会は、会員その他の者に対し、剰余金の分配を行うことはできない。

(残余財産の帰属)

第 42 条 本会が清算するときに有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章 事 務 局

(事務局の設置等)

第 43 条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、所要の職員を置く。
- 3 重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 前項以外の職員は、会長が任免する。
- 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

第 10 章 公告の方法

(公告の方法)

第 44 条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 11 章 補 則

(委任)

第 45 条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

第 12 章 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本会の最初の会長は岩橋慶一とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第 36 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。